

定期報告告示の改正への対応について（松江市）

建築基準法第12条第1項、第3項の規定に基づく定期報告制度において、定期調査・検査等の合理化や新技術の活用を可能とするため、調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表が見直され、令和7年7月1日より施行されます。

①建築設備等定期検査への対応

- ・「換気設備」「排煙設備」「可動式防煙壁」「非常用の照明装置」の作動の状況
- ・「換気設備」「非常用の照明装置」の妨げとなる物品の放置の状況の検査項目の確認は引き続き、特定建築物定期報告の調査(3年毎)で実施することとしています。

【国の改正内容】

特定建築物定期調査	建築設備等定期検査 (松江市では指定なし)
設置	
作動 (作動するかどうか)	作動
物品の放置	物品の放置

【市の対応】

特定建築物定期調査	建築設備等定期検査 (松江市では指定なし)
設置	
作動 (作動するかどうか)	作動
物品の放置	物品の放置

②防火設備定期検査への対応

常時閉鎖防火設備に係る検査項目の確認は引き続き、特定建築物定期報告の調査(3年毎)で実施することとしましたのでご注意ください。(随時閉鎖式防火設備についての変更はありません)

【国の改正内容】

特定建築物 定期調査 (常閉防火扉)	防火設備定期検査	
	(常閉防火扉)	(随時閉鎖防火扉)
設置		
運動エネルギー等	運動エネルギー等	運動エネルギー等
劣化及び損傷	劣化及び損傷	劣化及び損傷
作動	作動	作動
		連動機構
物品の放置	物品の放置	物品の放置
固定の状況	固定の状況	

【市の対応】

特定建築物 定期調査 (常閉防火扉)	防火設備定期検査	
	(常閉防火扉)	(随時閉鎖防火扉)
設置		
運動エネルギー等	運動エネルギー等	運動エネルギー等
劣化及び損傷	劣化及び損傷	劣化及び損傷
作動	作動	作動
		連動機構
物品の放置	物品の放置	物品の放置
固定の状況	固定の状況	

※なお、特定建築物定期報告の調査で実施する建築設備等、防火設備の調査項目・調査方法等については、松江市の建築基準法施行細則において定めていますので、各調査項目において実施してください。